

令和7年度高知県中小企業設備資金利子補給制度要綱

1 目的

県内の小規模事業者及び中小企業者の生産性の向上に資する設備投資を促進するため、設備資金として取扱金融機関から借り入れる融資に係る利子の一部を補給し、もって産業振興を図る。

2 用語の意義

(1) 「中小企業者等」とは、次に定める者をいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める者

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に定める者のうち、信用協同組合を除いた者

ウ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に定める医療法人

エ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に定める特定非営利法人

オ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に定める社会福祉法人

カ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の4に定める農事組合法人

キ 高知県企業立地促進要綱第3条又は第4条の規定による指定を受けた者

ク 高知県IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金交付要綱第6条第1項による指定を受けた者

ケ 高知県ワークライフバランス推進企業認証制度による認証を受けている者

コ 高知県防災関連製品認定制度による製品の認定を受けている者

(2) 「商工会等」とは、所管の商工会、商工会議所及び高知県商工会連合会をいう。

(3) 「センター」とは、公益財団法人高知県産業振興センターをいう。

(4) 「取扱金融機関」とは、令和7年度高知県中小企業設備資金利子補給制度要綱に基づき、県と利子補給契約を締結した金融機関をいう。

(5) 「協会」とは、高知県信用保証協会をいう。

(6) 「設備資金」とは、設備及び建物の購入又は取得に要する資金のほか、事業に必要な敷地等の取得に要する資金を含む。ただし、投機性が高いと判断される場合、商品として土地を取得する場合等は、対象外とする。

3 助成措置

県は、県と利子補給契約を締結した金融機関が、高知県中小企業設備資金利子補給制度に基づく認定を受けた事業者に融資を行った場合は、令和7年度高知県中小企業設備資金利子補給金交付要綱に定めるところにより、金融機関を通じて、認定を受けた事業者に対し利子の補給を行う。

4 利子補給の要件

(1) 利子補給対象者

県内で事業を営む事業者で、別表第1に定める要件を満たし、要件に基づき生産性向上に資する設備投資を行う者。

(2) 補給条件等

ア 利子補給に係る融資は設備資金のみとし、資金使途は、別表第1に定める計画に関連する設備投資に限る。

イ 融資を受けた資金は、原則として、県内での設備投資に利用しなければならない。

ウ 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

エ 許認可、登録、届出等を要する事業については、現に許認可等を受けている、又は既に主務官庁等に必要書類を提出しており、許認可等を受けることが確実でなければならない。

オ 同一の融資において、県の行う他の利子補給制度との併用はできない。

カ 利子補給に係る融資の貸付方法は、証書貸付けとする。

キ 利子補給に係る融資の償還は、償還期間10年以内（うち据え置き期間2年以内）で、分割償還（元金均等）

とし、取扱金融機関所定の方式により行う。ただし、別表第1の脱炭素化枠については償還期間を10年超とすることができる。

ク 償還期間は、貸付実行日を起算日とし、償還期間の最後の年又は月において、その起算日に相当する日までとする（貸付実行日が月末の場合は、相当する日を月末に読み替える。）。

ケ 償還期間等の条件を変更した場合も原則利子補給を継続するが、補給率及び補給額並びに補給期間は利子補給制度の対象となる貸付けの当初の実行時の範囲内とする。

コ 条件違反等があった場合は融資期間中であっても補給を打ち切る場合がある。

サ 利子補給制度ごとの個別要件は別表第1に定めるとおりとする。

5 利子補給対象者の認定

利子補給を受けようとする者は、利子補給の申込みに当たって、県に次に掲げる書類を提出し、原則として、利子補給に係る融資を受ける前に、その認定を受けなければならない。県は、利子補給の申込みがあったときは、必要に応じて関係機関に意見照会を行い、要件の適否を審査の上、利子補給の対象者として認定したときは、その旨を当該申込者及び取扱金融機関に通知するものとする。

(1) 別記様式1による利子補給申込書

(2) 別表第1に記載された計画書

(3) 脱炭素化枠の場合は、グリーン診断(省エネ診断)に係る診断書

(4) 設備投資に係る見積書又は契約書及び図面等

(5) 県税の納税状況を確認することができる次に掲げる書類(県外の中小企業者等が県内に移転等する場合を除く。)

ア 個人県民税については、直近の納税証明書又は滞納がない旨の証明書(課税がない場合は課税がない旨の証明書)

イ 個人県民税以外の県税については、滞納がない旨の証明書(課税がない場合は、課税がない旨の証明書)

ウ 事業開始後1年未満の者(新規創業者を含む。)は、事業開始前に創業者個人に課された県税(個人県民税を含む。)の納税状況を確認することができる書類

エ 個人事業者が法人を設立(法人成り)して1年未満の場合は、当該個人に課された県税(個人県民税を含む。)の納税状況を確認することができる書類

(6) 別記様式6による誓約書兼同意書

(7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、利子補給制度認定審査のために必要があると県が認める書類

6 関係機関の責務

(1) 利子補給を受ける者は、利子補給の対象となる融資を申請した設備投資以外に流用してはならない。

(2) 商工会等、センター、取扱金融機関は、利子補給を受ける者が借入金を申請した設備投資以外に流用し、他に転貸し、生活資金に消費する等利子補給制度を悪用、乱用等することがないように指導しなければならない。

(3) 利子補給を受ける者は、商工会等、センター、取扱金融機関の指導に従わなければならない。

(4) 商工会等、センター、取扱金融機関は、当利子補給制度の実施により知り得た情報(経営上の情報のみならず、個人情報も含む。)を、当事者の同意を得ないで他に漏らしてはならない。

(5) 商工会等、センター、取扱金融機関は、利子補給制度の目的を考慮して、借入者の経営計画等の策定支援や計画実行支援等についても特別に配慮しなければならない。

(6) 商工会等、センター、取扱金融機関は、悪用、乱用等の事実が発覚したとき若しくは予見されるとき又は利子補給対象者としての欠格が生じた場合は、実情を調査の上、県に報告する。

(7) 取扱金融機関は、利子補給制度の対象となる貸付けの実行に当たり、金融商品等の勧誘、歩積、両建等を行ってはならない。

7 報告

- (1) 取扱金融機関は、利子補給を行う融資を実行した場合は、別記様式2による貸付実行報告書を速やかに県に提出すること。
- (2) 取扱金融機関は、利子補給対象者の償還方法の変更等を行った場合は、別記様式3による償還状況等変更報告書を県に提出すること。
- (3) 取扱金融機関は、利子補給対象者(別表第1の脱炭素化枠を利用している利子補給対象者を除く。)の償還が完了し残債務がなくなった場合は、別記様式4による完済報告書を県に提出すること。
- (4) 取扱金融機関は、別表第1の脱炭素化枠を利用している利子補給対象者の利子補給期間が終了した場合は、別記様式5による利子補給期間終了報告書を県に提出すること。

8 調査等

県は、必要があると認めるときは利子補給対象者、商工会等、センター、取扱金融機関及び協会に対し、利子補給の状況及び申込みの見込み等について調査を行うことができる。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1

	制度名	枠	要件	業種 制限	利子補給 の対象と なる融資 限度額	補給率	補給年数
令和7年度融資実行分	経営計画・事業戦略型	一般枠	中小企業者等が商工会・商工会議所支援のもと経営計画を策定又は産業振興センターのもと事業戦略を策定すること	なし	2,000万円	0.5パーセント以内	10年以内
		脱炭素化枠	上記の計画に、脱炭素化に関する目標等をグリーン診断（省エネ診断）※をもとに、具体的に記載すること			1パーセント以内	10年以内（10年超の期間に係る利子は補給対象外）
	先端設備等導入計画型	一般枠	中小企業者等が商工会・商工会議所支援のもと経営計画を策定又は産業振興センターのもと事業戦略を策定の上、先端設備等導入計画を策定し市町村の認定を受けること又は経営革新計画策定し県の承認を受けること	なし	5,000万円	0.5パーセント以内	10年以内
		脱炭素化枠	上記の計画に、脱炭素化に関する目標等をグリーン診断（省エネ診断）※をもとに、具体的に記載すること			1パーセント以内	10年以内（10年超の期間に係る利子は補給対象外）
	生産性向上計画型	一般枠	経営計画（商工会・商工会議所認定）又は事業戦略（産業振興センター認定）及び生産性向上計画の策定をすること	製造業に限る。	1億円	0.5パーセント以内	10年以内
		脱炭素化枠	上記の計画に、脱炭素化に関する目標等をグリーン診断（省エネ診断）※をもとに、具体的に記載すること			1パーセント以内	10年以内（10年超の期間に係る利子は補給対象外）

※グリーン診断（省エネ診断）とは、一般財団法人省エネルギーセンター、経済産業省資源エネルギー庁の「地域エネルギー利用最適化取組支援事業」で採択された「省エネお助け隊」若しくは「令和6年度補正予算 中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費」の登録診断機関又は高知県地球温暖化防止県民会議が行うエネルギー利用の最適化等に係る診断をいう。